

第124号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県が次号に掲げる都市公園を設置する場合には、その特質に応じて県内における都市公園（法第2条第1項第2号に規定する都市公園を含む。）の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮すること。
- (2) 1の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

（公園施設の建築面積の基準）

第1条の3 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第1条の4 県の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 県の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定す

る建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 県の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。